

アジア諸国と人権（その十四）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

絶対人数が多いにもかかわらず、多数者が差別されている人間集団のもっとも典型的な事例は、女性^々でしょう。この事実はそのまま、インドにも当てはまります。

インド憲法第一四条一項は「州（国）は宗教、人種、カースト、性または出生地のみを根拠として、いかなる市民をも差別してはならない」と規定しています。ただし、同条三項は「本条のいかなる規定も、州（国）が女性や子供に対して特別の規定を設けることを妨げない」と定めています。この三項の定めは、女性や子供に特別な保護を与える場合のように、社会的弱者を保護することを目的としているでしょう。しかしながら、ヒンドゥー

教に根差すインドの社会的慣習のなかには、女性に対するさまざまな差別^々が存在しています。

たとえば婚姻に際して、女性側が男性側に差し出すダウリイと呼ばれる「持参金」の制度があります。そしてダウリイの額が少ないと、男性の家族は「嫁いびり」をし、これに耐え切れず自殺を図る女性もいると言われています。またサティといって、夫が妻に先立つと、妻はその後を追うて身を犠牲にしなければならない習慣もあります。もちろん、こうした旧弊について、インド政府は「ダウリイ禁止法」や「サティ防止法」などを制定して、廃止に向けて努力してきました。けれども、都市部ではともかく、村落部では古い社会慣習はなかなか改められず、根絶するのは困難なようです。インドの最近の映画のなかにも、夫が若死にしたあと、残された妻が再婚を事実上できなくなった女性の悩みを描いた作品があります。さらに結婚や離婚、財産相続をめぐる男女の不平等も大きな問題であり、政府はここでも「婚姻法」や「母性保護法」などを制定して問題の解消に努めています。が、社会生活の実態はなかなか変わりません。そして

他国と同様にインドでも、男性の女性に対する暴力行為、とくに家庭内暴力（DV）は問題であり続けています。

女性の社会的地位が低いことは、子供の扱いにも反映されます。ヒンドゥー社会では、娘をふさわしい家に嫁がせるのは父親の義務とされており、これが若年婚ひいては幼年婚の原因の一つだと考えられています。もっとも酷いのは、女の子が生まれるとすぐに殺したり、妊娠した子供が女だと判かると墮胎したりする例が後を絶たないことです。そうして貧しい地方では、少女売春、少年労働、債務奴隷などが、なかなか無くなりません。また、古いカーストの一つにデヴァダシと呼ばれる社会階層があり、この階層の娘をヒンドゥー寺院の踊り子として捧げる習慣も残っているとされています。

（世界人権宣言六〇周年記念講演開催）

世界人権宣言は、今年二月一〇日に六〇周年を迎えます。（財）世界人権問題研究センターではこれを記念して、小和田恆 国際司法裁判所判事をお迎えし、講演会を開催します。多数の皆さまの御参加をお待ちしております。

日時 二〇〇八年八月三日(日) 午後一時三〇分から四時三五分
場所 新・都ホテル（京都市南区京都市八条口）

さきに触れたように、女性に対する伝統的な社会差別の解消へ向けて、インド政府は努力を積み重ねてきました。ただし、インドのように広大で、かつ、中国以上に多様性に富む社会、それも伝統が社会生活に強い影響力を持つている人間集団において、人びとの考え方や行動様式を力を使わずに、変えるためには、おそらく長い時間が必要でしょう。もう一つ、中国とインドの根本的な違いは、一方が極端な中央集権国家であるのに対して、他方が連邦制国家であることです。この違いについて検討するまえに、今回は、インドの特徴的な課題であるカースト制度と差別の問題について、考えてみることにしましょう。